

川崎・横浜臨海部における水素等の次世代エネルギーの 利活用拡大に向けた連携協定を締結しました

この度、川崎市（市長 福田 紀彦）と横浜市（市長 山中 竹春）は、地域経済の中核を担う臨海部において、カーボンニュートラル化を実現しつつ、産業競争力を維持・強化していくため、その有効な手段である水素等の次世代エネルギーについて、両市が連携・協力して利活用を拡大することを目的とし、本日、協定を締結しました。

カーボンニュートラルコンビナート構想を推進する川崎市と、日本最大の基礎自治体であり日本を代表する港湾を擁する横浜市の連携をより一層強化し、我が国最大の水素等の次世代エネルギーのサプライチェーンを形成し、日本のカーボンニュートラル化をリードしていきます。

1 締結日 令和4年7月26日（火）

2 協定締結者 川崎市長 福田 紀彦
横浜市長 山中 竹春

3 協定内容

- （1）水素等の供給体制の構築に関すること
- （2）水素等の需要の拡大に関すること
- （3）上記に資する調査及び実証事業等の実施に関すること



【問合せ先】

川崎市 臨海部国際戦略本部 成長戦略推進部 篠原

電 話：044-200-2095

メール：59seisen@city.kawasaki.jp

横浜市 港湾局 政策調整部政策調整課 中村

電 話：045-671-7279

メール：kw-seisaku@city.yokohama.jp

川崎・横浜臨海部における水素等の次世代エネルギーの利活用拡大に向けた連携協定書

川崎市と横浜市は、川崎・横浜臨海部（以下「臨海部」という。）における水素等の次世代エネルギー（以下「水素等」という。）の利活用拡大に向けた取組について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地域経済の中核を担う臨海部において、カーボンニュートラル化を実現しつつ、産業競争力を維持・強化していくため、有効な手段である水素等について、両市が連携・協力して利活用拡大に向けた取組を実施するに当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 両市は、前条に掲げる目的を達成するため、臨海部における次の事項について連携・協力して実施する。

- （1）水素等の供給体制の構築に関すること。
- （2）水素等の需要の拡大に関すること。
- （3）前各号に資する調査及び実証事業等の実施に関すること。
- （4）その他、前条の目的達成のために必要な事項に関すること。

2 前項各号に定める事項に係る役割分担等の詳細は、両市で協議の上、別途定めるものとする。

（第三者との関係）

第3条 両市のいずれかは、本協定とは別に、第三者との間で本協定と同様の取組を行うことができる。

（協定の変更及び解除）

第4条 両市のいずれかが、本協定の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、別途書面にて合意することにより、これを行うものとする。

（秘密保持）

第5条 両市は、連携事項の検討、実施により知り得た相手方（以下「開示者」という。）の秘密情報（開示者が秘密である旨を明示して開示した情報をいう。）を、法令の定めによる場合を除き、開示者の書面による事前承諾なしに、第三者に開示・漏洩又は本協定に定める以外の目的のために使用してはならない。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和13年3月31日までとする。

(協議事項)

第7条 本協定について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合は、両市は誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年7月26日

川崎市長

横浜市長

福田 紀彦

山中 竹春